

クリアウォーターOSAKA株式会社「マンホールふたの鉄板セット」貸出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、クリアウォーターOSAKA株式会社（以下「当社」という。）マンホールふたの鉄板セット（以下「鉄板セット」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、鉄板セットとは次に挙げるものをいう。

品名	構造	形状・寸法
マンホールふたの鉄板セット	入孔鉄板焼き器・架台	鉄板：直径 600mm、厚さ 37mm、架台：50×600×560mm 鉄板重量：38 kg、架台重量：38 kg

(借入申込み)

第3条 鉄板セットの借入を希望するもの（以下「借入希望者」という。）は、使用日の5日前までに当社へ申込みの連絡をしなければならない。

2 前項の申込みはFAX (6121-6034)、又は電子メール (soumul@clearwater-osaka.co.jp)での送信により行うものとする。

3 借入希望者は申込後、マンホールふたの鉄板セット借入申請書（様式1号）を借入日までに使用料とともに当社（中央区船場中央 2-2-5-233）へ持参し、提出しなければならない。

(借入できるもの)

第4条 鉄板セットを借入できるものは次のいずれかの団体とする。

- (1) 地域のコミュニティ活動を目的とする団体
- (2) クリアウォーターOSAKA株式会社の広報・広告に寄与すると認める団体
- (3) その他社長が必要と認めた団体

(使用上の遵守事項)

第5条 鉄板セットを借入するもの（以下「借入者」という。）の使用にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の際に発生する運搬及びプロパンガス等の費用は使用者が負担すること。
- (2) 使用にあたり、汚損、破損、紛失防止のため、取扱いには十分注意し、修繕、弁償が必要となった場合には速やかに連絡、協議のうえ借入者の責任と費用負担により原状回復すること。
- (3) 使用に伴い万一他人へ損害を生じさせた場合は借入者の責任とすること。
- (4) 譲渡及び転貸しないこと。
- (5) 返却前には清掃、点検をすること。

(使用料)

第6条 鉄板セットの使用料については、1台につき1回あたり2,000円とする。

2 前項の使用料は、マンホールふたの鉄板セット借入申請書（様式1号）の提出と同時に現金で支払うこととする。なお、支払い後の使用料の返還はいかなる場合も行わない。

(借入期間)

第7条 鉄板セットの借入期間は、1回につき7日以内とする。

(貸出の取消し)

第8条 社長は鉄板セットの使用が、この要綱の内容に反すると認めるときは、マンホールふたの鉄板セット借入取消通知書(様式2号)により通知し、鉄板セットの返還を求めることができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。